

お客さまに宣誓いただく事項（米国納税義務者に該当しない）

CHEER 証券では「米国納税義務者」に該当する方の口座開設およびお取引を承っておりません。「米国納税義務者」に該当することになった場合には、事前にご連絡ください。お客さまが次の①～③項目に該当していないことをご確認のうえ、宣誓いただきます。

私は、以下の①～③を確認したうえで、米国納税義務者に該当しないことを宣誓します。

① 米国市民（米国籍をお持ちの方）

米国で出生された方は、現在の移住地に関わらず米国納税義務が生じる可能性があります。

② グリーンカード保有者（米国の永住権をお持ちの方）

③ 米国に居住されている方

一般的に「当年の米国滞在日数が 31 日以上」かつ「直近 3 年間の米国滞在日数の合計が 183 日以上」の方をいいます。直近 3 年間の米国滞在日数の算出方法は「当年の滞在日数」、「前年の滞在日数の 3 分の 1 の日数」および「前々年の滞在日数の 6 分の 1 の日数」の合計です。

※ 米国の税法「FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法））」では、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるか確認すること等を求められています。

以上